

令和7年第2回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年1月6日（月）午後3時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭
18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

13番 高本 昌揮

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 係長 園木 俊範 主任 村上 寛子

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第7号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので総会を始めたいと思います。

本日は、農業委員総数19名のうち高本委員から欠席の届出があっており、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和7年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、総会にお集まりいただきありがとうございます。

今日は公売に付された農地に対して、新たに買受適格者の証明願があったということで、公売の入札が1月15日と次回の総会では間に合わないため、この回の開催となりました。

早速ですが、審議に入りたいと思います。よろしくお願いします。

-----○-----

2. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議事のほうに入りたいと思います。

本日は議第7号1件の議案の審議です。

皆様方の慎重なる御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人は、委員番号2番の梅田委員と、6番の小山委員をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号および氏名を述べたうえで発言されますよう、よろしくお願いします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議第7号農地の買受適格者証明願（耕作目的）についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案1ページをお願いいたします。

議第7号農地の買受適格者証明願（耕作目的）について。下記のとおり公売に付

される農地の買受適格者証明願を承認するものとする。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

証明願いを提出されている申請人は、熊本市の方です。公売物件は、横島町の畑22, 401㎡外1筆、計25, 101㎡、入札期間が令和7年1月15日午前11時から午前11時10分までで、同日の午前11時10分が開札期日となっております。なお、付帯決議といたしまして、下段に記載しておりますが、買受適格者証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人または次順位買受願出人となり、3条許可申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものです。以上です。

○議長（下川 安君） ただいま事務局の説明が終わりましたので、案件の説明をよろしくお願いいたします。

○主任（村上寛子君） 事務局、村上です。1番の案件について、説明します。

現在、申請人は県内の市役所に勤めていますが、3月末で退職し、妻の実家がある玉名で新規就農予定です。令和7年4月に、新規就農の認定をとられる計画です。申請人の実家も長崎でイチゴ農家ということで現在も役所に勤めながら、有給をとったり土日なども実家でイチゴの作付けをやったり、年間を通して栽培のほうを行っているとのことでした。横島町の農地を購入することができた場合、そちらのほうでメインでイチゴの栽培とナスの栽培をされるとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、本日は説明のため申請人を呼んでおりますので、入室をお願いします。

－ 申請人 入室 －

○議長（下川 安君） それでは、皆様のほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。

2町5反あるんですね、イチゴとかナスと、労働力はどんなふうを考えておられますか。

○申請人 労働力については、今現在長崎のほうは7反イチゴを作っていて、ベトナムとカンボジアの研修生がおりますので、そういったところを增強させてもらって、横島でも同じような形で使いたいと思っているんですけど、地元のパートの方がいらっしゃれば、第一優先では雇いたいと思っているんですけど、なかなか今、人手不足で、応募しても人が来てもらえないのかなというところもありますので、どうしても人がそろわないというときには、ベトナムとかの研修生にも頼らざるを

得ないのかなというところでは考えています。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。

ここは2筆で2町5反ぐらいあるんですけど、1区画で2町5反なのですから作業性はいいと思いますし、その中でハウスを建てて、畑、露地は理想的な農地ではあるんですけど、今言われた技能実習生とかですね、そういう方々を使うに当たっても、まずどこを拠点にされるのか。技能実習生に頼るんでしたら、利益をまだあげられて営農されていない状態で、要は資金とかそういう兼ね合いもあると思うんですけど、はなからお金のかかる人材を確保してこの面積をやっているのかというところが、実際長崎でやってらっしゃって、奥さんの実家のほうでも考えていらっしゃるというのはわかるんですけど、実際問題可能なのか、家族のみでやるならば何とかわかるんですけど、最初から人材、要は雇用を前提でやられる。今言われたように人手不足で人材がなかなか集まらないということは、ちょっとコスト高な人材派遣を利用しなきゃいけないわけなんですけど、この2町5反の面積をやっているのかというところですよ。

○申請人 全体では2町5反あるんですけど、まずは全体をいきなり使うわけではなく、経営的には年々拡大していくような形で今、考えています。まずはある程度自分ができる規模から開始をして、自分と家族と少人数のパートさんでできることから段々広げていって、最終的には全体の2町5反をうまく効率的にまわせるような事業計画をしていきたいと思っています。

あと、今、実家のほうに来ている研修生においては、近くの空き家とかを借りたりして、そこに住まわせたりして通ったりしてもらっているんですけども、なかなかそういったものをまだ全然探してもいないので、実際その近くに空き家だったりとか借りられるものがあれば借りて入ってもらう形にはなるんですけど、場所が場所なのでなかなか家も少ないのかなと思っています。

○16番（古田知明君） 農業委員16番、古田といいます。

私もイチゴを作っているんですけど、これ2町5反という面積は施設野菜についてはえらく広いかなと思います。うち4反ぐらいで特定技能生4人雇ってからやっているんですけど、なかなかスムーズにまわすのにも宿舎を造ったり施設を造ったり、育苗施設を造ったり大変だったもんですからね、それでこの2町5反ですかね、これを買われるのはとっても良いことだと思うんですけど、何か計画が見えないなあと感じてですね。今はハウスも高いしですね、それを新規で建てるとどうなるかなと、余計なお世話かもしれんですけど、そういう計画が見えないなと思ったから。

○申請人 イチゴ自体は2反か3反、夏場が空くのでその間に取りあえず露地ナスです。

○4番（梅田政次郎君） それでも面積的には大体2反ぐらい。

○議長（下川 安君）　そこまで2町5反が全部活用されるまでどのぐらいかかるかなあとか、ちょっと見えないのは見えないです。

○4番（梅田政次郎君）　実際イメージがわからないからですね、農地を取得されて、地元だったらまたちょっとどうにかですね、周りからの手助けとか、何とかそこを周りで協力してもらってとかあるかもしれないですけど、やっぱりどうしても今、熊本市内に住んでいらっやって、購入できたらどうするかという話なので、購入してももしかしたら住むところを探すまでに時間がかかるとか、作業にいつ着手できるのかとか、業者に見積もりだしてもらったらとてもじゃないけどこれ無理だったでは、自分で2町5反を開墾していこうとか、実際この面積を業者に頼んだら幾らかざっくりとした見積りもとられていない。

○申請人　今我が家に、自分でハンマーナイフモアとトラクターの後ろに付けるモアを持っています、一応あのくらいの木ぐらいだったらモアで粉碎はいけるかなあと思っているんですけど。1回粉碎したあとに、あとはトラクターでちょっと打って。

○4番（梅田政次郎君）　私も今、4町ぐらい10何年作っていないところを、そこは2反とか1反とかを開墾して耕作放棄地をつくってきたのでわかるんですけど、モアだけじゃ絶対無理です。重機持っていないと、ユンボを持っていないとまず無理です。

○申請人　ユンボも自分で操作とかは。

○4番（梅田政次郎君）　相当時間かかりますよ。そこを利益を出すための形に持っていくまでに、1反2反なら話はわかるんですけど、この面積を開墾していくのにどれだけかかるのか。作業をしながらまだ次作るところをまた開墾していきながら自分のイチゴや何やらを作っていくんだったら、ちょっと非現実的ですね。だったらこの区画、2反なら2反の区画で、その中で周りの草をきれいに管理したりとか、そっちのほうが、規模が拡大したいと思ったときに近くの農地を相談して借りるとか購入するとかが理想的です。自分の身の丈にあった作業というのはあると思うので、無理して身体を壊したら今度永続性がなくなりますし、結局多分無理されると思いますこの規模だったら。こっちをやっているあいだにあっちが草ぼうぼうとか、また木が生えたりとか、堂々巡りで、実際作物をつくるために集中、時間をさけるのかというところはあると思います。相当広いですからね。角から角まで行くのに歩いていくのも大変だと思います。

○16番（古田知明君）　あんまり期間が短すぎて、印鑑を押してあるのが1月6日から、きょう受付だから、15日の入札に間に合わなるとはちょっと急ぎすぎじゃないかなと思います。もう少し前もって計画を立てられてされたら素直にできたんじゃないかなと思います。入札だから当然落とさんとしやがわからんわけです。

○申請人　年末ぐらいにこの情報を見て、良い場所があるなと思って。もともとあそこ

を通ったときに、あそこは良い場所だったので、日当たりと面積が集中しているところもある、効率は間違いなくいい。

○議長（下川 安君） 役所を辞めてから頑張ろうというあれだけんが意気込みはあると思うんだけどね。

○4番（梅田政次郎君） そうですね、ただ自然災害の影響を受けやすいんですね。

○申請人 そうですね、塩害は対策はしないとですね。

○主任（村上寛子君） あくまでその農地で、それも大事なんですけど、この申請人が買う資格、入札の資格があるかどうかですね。あと、公売と同時進行で農業政策課のほうの認定の新規就農ということで相談もされていて、県の方の許可も入れながらそこは営農事業計画はされていくかなとは思いますが。

○議長（下川 安君） どうですか、皆さん、今いろんな意見がでましたけれども、買受適格者証明書が出せるか出せんか、きょうはその会議なので。

○16番（古田知明君） 若干私はちょっと急ぎすぎかなと思うてから、出せないなあと思いました。正直な話無理かなと。これ土地利用型でさすとなら納得のいくんですけど、ハウスするて何べんも言いなはるけんですね、これは無理だと思うんですけど。私もイチゴを40年作っとるけんですね、それができるのかなと思って。計画をずっとして、下積みをして、そういうとをやっていかなと。

○4番（梅田政次郎君） 手に余る農地はですね、逆に自分の時間をそっちにさかれるので、利益を出す以前の話なんですよ。だから、例えばこれぐらいで何反でハウスでこれぐらい利益があがるというところだけを集中してやるというのが、その周りのハウスの周りの管理とかもやりやすいわけだし、広ければいいというもんじゃないですから。

○2番（高田優子君） 人件費もかかる。やっぱり狭くても手が届けば良い品物もとれるし、経費もそれだけ少なくすむんですよ。だから見かけばかりよくて、あそこは何反作っているからといってもですよ、実際の経営状態というのはすごく悪いんですよ。経費が大きすぎて、そして実際は働いている人のあれもあるもんですから。特に園芸なんかはですね、手入れが届かない、広すぎて手がまわらない、そういうのが関連してくるんですよ、ハウスなんかは特に。

○8番（本田多美子君） すみません、いろいろいっぱい聞いたんですけど、私たちが判断する基準というか、どういうあれでこの人を適格者として、もう採決ばしてもらいたいとですよ。だけんが、私が、ああいいいですよの判断基準はどういう感じですか、局長。判断基準、今いろいろ聞いたですね、情報が。この人が無理っていうこともあるし、でも判断したら、この人は私たちがいいですよという判断を下さんといかん。その判断基準は私はわからん、こがんとは初めてやけん。

○16番（古田知明君） 大体労力と機械と、できそうというのが基準じゃなかつね。
個人個人でやっぱりこの人はこれを買ってもどうかなあと思ったら出さないほうがいい、その人のためかなと思います。

○4番（梅田政次郎君） 確かにですね、その農地の近隣の人もいるわけじゃないですか、周りの営農をやっている方に迷惑かかるような人が購入したらいけないわけじゃないですか。結局買う力は持っていて落としたと、取得できたけど何もできずにそのまま荒れ放題にしたというのがないようにしないといけないというのはありますよね。周りの農業をやっている方に迷惑かかるような方が買う権利を与えたら、ちゃんとできればいいけど、逆に購入されたがために周りの人が何も話もできない、苦情も言えない、どこから来た人なのかわからないとなるような状況は避けないといけないというのはあると思います。

○2番（高田優子君） 私が思うのに今、申請人が私たちの意見をずっと言うたじゃないですか。だけんそこでちょっと考え方が甘いかなあとか、そういうのも思われているならば、うちのほうから農業委員会として許可をだしたところでも、あとは申請人が判断して入札、だけどそこまで持っていかと、結局あの人是一生懸命やりたいということもあるもんだから、証明書を農業委員会のほうから出してやらないと、せっかく自分はやりたいという人のそれを芽を摘んでしまうような感じを受けるとですよ。

○議長（下川 安君） 他に何かございませんか。よろしいですか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ここで、議第7号の採決に入る前に、申請人に退室を求めます。

－ 申請人 退室 －

○議長（下川 安君） それでは、申請人が退室されましたので、採決のほうに移ります。

議第7号農地の買受適格者証明願（耕作目的）について、原案どおり許可相当と承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第7号につきましては、承認することに決定をいたしました。

－－－－－○－－－－－

3. 閉 会

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

これで本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和7年第2回農業委員会総会を閉会します。

-----○-----

閉 会 午後3時45分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年1月6日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

梅田 政次郎

農 業 委 員

小山 包昭